

全国市長会会報

第 673 号 平成 15 年 10 月 15 日

全国市長会調査広報部

〒102-8635

東京都千代田区平河町 2-4-2

TEL03-3262-2316 FAX03-3263-5483

ホームページ <http://www.mayors.or.jp/>

目 次

会のうごき

諸会議の経過

理事会	2
分権型教育に関する研究会	11
財政委員会・都市税制調査委員会合同会議	12
経済委員会・構造改革特区に関する研究会合同会議	12
同和対策特別委員会	13
税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム	13
温泉所在都市協議会役員会	13
自由民主党総務部会・地方行政調査会・指定都市調査会	
法務・自治関係団体委員会合同会議	14
平成 15 年度市区町村長、都道府県議会議長及び市町村議会議長	
総務大臣表彰式	14
税制調査会総会	14
社会保障審議会 医療保険部会（第 2 回）	16
市長の選挙	17
市長の退任	17
行事予定	17

会のうごき

諸会議の経過

理事会

10月1日、全国都市会館において理事会を開催した。

山出会長あいさつの後、議事に入り、まず、鈴木事務総長から、重点要望事項、諸会議の開催状況等について報告があり、これらを了承した。

次いで、協議に入り、「平成16年度都市税制改正に関する意見」(別記1) <提案理由説明：都市税制調査委員会委員長の松浦・高崎市長>及び「介護保険制度の基本的見直しに関する意見」<提案理由説明：介護保険対策特別委員会副委員長の森・高浜市長>(別記2)について協議し、これを原案どおり決定した。

次に、「都市はいかにしてこの危機を克服するか - 分権時代における都市経営と税源移譲による行財政基盤の強化 - 」をテーマに、NHK解説委員の水城武彦氏をコーディネーターとして、山出金沢市長、清水太田市長、西寺多治見市長、朝日新聞社編集委員の小此木潔氏、東京大学大学院教授の持田信樹氏、建築家の岡部明子氏によるパネルディスカッションが行われ、活発な意見交換を行った。最後に「三位一体改革の早期具体化アピール」(別記3)を参加市長一同で採択した。

なお、理事会に先立ち、正副会長会議を開催し、会議の運営等について協議した。

(別記1)

平成16年度 都市税制改正に関する意見

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」においては、都市自治体が従来から要望してきた基幹税の充実を基本に、地方への税源移譲を行うという基本方針が示された。

しかし、税源移譲については、実際に移譲される税目や額が明確にされておらず、また、国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲の額について、効率化の必要性はあるが、義務的な事業以外は補助金削減

額の 8 割程度とされ、地方への負担転嫁が懸念される。さらに、地方交付税については、総額を抑制し、財源保障機能を縮小するとされているなど、都市財政は一層厳しくなるものと危惧される。

今後、自主自立の分権型地域社会を実現し、住民との協働の下に、自己決定と自己責任に基づく施策を実施していくためには、安定的な税財源の確保が必要であり、税制改正や予算編成過程において税源移譲を基軸とした三位一体改革の具体化を行うことが最も重要である。

言うまでもなく、現下の地方財政は、歳出規模と地方税収入との大幅な乖離という基本的な問題に加えて、長引く景気の低迷による税収の落ち込みとともに、徴税努力を重ねているにも拘わらず、失業率の増加などにより徴収の困難性が増しており、さらに、国の景気対策による減税や公共事業の実施等による巨額の財源不足に加えて、臨時財政対策債等の増発によって借入金が増加するなど、今や極めて厳しい構造的な危機状況にある。

このような中、都市自治体としては創意・工夫を凝らし、自ら徹底した行財政改革に積極的に取り組みつつ、福祉、教育、環境対策、都市基盤整備等、住民に最も身近な行政主体として、数多くの課題に対応しており、その責務は地方分権の進展とともに益々重大となってきた。

国においては、このような状況を踏まえ、平成 16 年度の税制改正において、地方自治体の意見を十分反映しつつ、地方分権時代に相応しい地方税財政基盤を確立されるよう、次の事項について必要な措置を講ずるよう要請する。

1 税源移譲等による都市税源の充実強化について

地方分権をより一層推進するに当たり、自主・自立できる地方行財政基盤を構築するためには、国から地方への基幹税を基本とした税源移譲の早期具体化が必要である。

(1) 「改革と展望」の期間中に概ね 4 兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減等の改革を行い税源移譲するとされているが、具

体的な内容を早期に明らかにする必要がある。国庫補助負担金の廃止・縮減に当たっては、地方で引き続き実施すべき事業について削減額に見合う税源移譲を同時に実施すること。その際は、安定的で税源の偏在の少ない個人住民税・地方消費税等の基幹税の充実により、確実に移譲することが重要である。また、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への負担転嫁を行わないこと。

- (2) 地方の歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、当面、国税対地方税の割合1対1の実現を目指し、負担分任という性格を強めるため、個人住民税の比例税率化などにより、所得税から個人住民税への移譲を行い、また、消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲するなど抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実強化を図ること。

2 個人住民税の充実確保について

- (1) 市町村の基幹税目である個人住民税は、これにより地域社会の費用を住民が広く応能・応益負担している税であり、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえてその充実を図ること。
- (2) 個人住民税均等割については、人口段階毎の税率区分を一本化するとともに、税率を当面3倍程度引き上げること。また、個人住民税均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する均等割等の非課税措置を見直すこと。
- (3) 生命保険料控除及び損害保険料控除については、その創設目的に鑑み廃止を含めた見直しを行うこと。また、配偶者控除など人的控除などについても課税の公平・簡素、男女共同参画などの観点から見直しを行うこと。

3 法人住民税の充実確保について

- (1) 法人所得課税については、都市行政との関わりの大きさ、都

市税源としての重要性等を考慮し、法人住民税としての市町村への配分割合を充実すること。

(2) 法人住民税均等割の税率を引き上げること。

(3) 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入することとされているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来すなどの問題があるので、これらについて根本的な見直しを行い、安定した税収入を確保できるように措置すること。

4 固定資産税の安定的確保等について

(1) 固定資産税については、都市の基幹税目であることからその安定的確保を図ることが重要である。特に、平成15年度は、評価替えにより地価の下落等を反映し、4,000億円を超える減収が見込まれるなど、厳しい財政状況に追い込まれている。その上、仮に商業地等の負担水準の上限について引き下げが行われると、市町村財政に大きな打撃となることから、現行の70%を堅持すること。

(2) 土地の負担水準について、課税の公平性の観点から、速やかに均衡化が図られるような措置を導入すること。

(3) 固定資産税に係る評価・課税制度について、納税者がより理解しやすい仕組みにするとともに、税務事務の円滑化に資するよう更に配慮すること。

5 事業所税の充実強化について

事業所税は、都市環境の整備及び改善のための目的税であり、まさに都市再生のための事業に充てる貴重な財源であることから、現行制度の堅持はもとより、その充実強化を図ること。

6 軽自動車税等の定額課税の見直しについて

軽自動車税、特別とん税等定額で課税されている税目については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから税負担の均衡、物価水準の推移等を勘案し、税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いこと

に鑑み、課税方法、課税対象等について、早急に実態に見合った見直しを行うこと。

7 市町村道路財源の充実強化について

市町村道の整備水準及び市町村道に係る特定財源比率は、国に比し依然として低い状況に鑑み、市町村道路財源の充実強化を図ること。

8 航空機燃料譲与税の充実について

空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が増大していることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。

9 非課税措置等の整理合理化について

地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、引き続き見直しを行うこと。

また、国税における租税特別措置についても、引き続き見直しを行い、地方税収を確保すること。

10 政令指定都市等に対する税制上の措置について

政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられており、地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等実態に即した税制上の特例措置を設けること。

11 県費負担教職員制度の見直しに当たっての財源措置について

政令指定都市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の道府県から政令指定都市への移管に当たっては、学級編制や教職員定

数、教職員配置等包括的な権限移譲を前提として、所要額について、税源移譲により措置すること。

12 環境税制の導入について

いわゆる環境税制の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案した地方税とすること。

13 地方税における電子化の推進について

(1) 地方税の電子申告システムについては、地方団体が共同で開発・運用することが重要であり、その円滑な導入が図られるよう国の協力体制を維持すること。

(2) 社会保険庁からの公的年金等支払報告、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データ及び軽自動車等登録機関保有の軽自動車税の課税データについては、紙に出力された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、これらのデータについては、磁気媒体により提供すること。

14 税制の簡素化及び税務事務の効率化について

都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務事務の効率化を図ること。

また、引き続き、税制上必要な措置を講じるほか、関係省庁・都道府県の税務行政運営上の協力体制を充実すること。

介護保険制度の基本的見直しに関する意見

平成 15 年 10 月 1 日

全 国 市 長 会

高齢化の進行、要介護等認定者及びサービス量の増加等により、介護給付費は年々増大している。また、第 1 号保険料について本会が全都市を対象に実施した調査によると、本年 4 月からの第 2 期事業運営期間における基準月額の平均は 3,250 円となっており、制度導入時に試算されていた保険料を大きく上回っている。

このようなことから、今後ますます厳しい保険運営を強いられることは必至の状況となっている。

現在、社会保障審議会介護保険部会を中心に法施行後 5 年を目途とする制度見直しの検討が進められているが、本会においても、本年 3 月、介護保険制度検討小委員会を設置し、これまでに本会が要請してきた事項を含め、制度の基本的見直しについての検討を行い、下記のとおり意見を取りまとめた。

よって、国は、これら意見を尊重し、今後の検討に十分に反映されるよう強く要請する。

記

1 保険財政

- (1) 介護給付費負担金については、25% を国の負担とし、調整交付金は別枠とすること。
- (2) 保険財政が持続的かつ安定的に運営されるよう、中長期的課題として、国の公費負担割合の引上げについて検討すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 介護保険事務費交付金については、保険者に超過負担が生じているので、実態に見合った交付とすること。

2 低所得者対策

国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が十分でないことから、抜本的に検討し、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じること。

なお、社会保障制度間で異なる低所得者定義の一本化に向け、中長期的課題として抜本的な検討を行うこと。

3 保険料

- (1) 第1号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、不公平感が生じることのないよう、世帯概念を排した賦課方式などの検討を行うこと。
- (2) 第1号保険料について、保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び徴収率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。

4 保険者

介護保険財政については、国保財政の二の舞になるという危惧があることから、小規模保険者の実態、広域化を実施している保険者の運営状況、国保の保険者の再編・統合に向けた検討や市町村合併の動向等を踏まえつつ、保険者の在り方について、中長期的課題として検討を行うこと。

5 サービスの質の確保・事業者指導

- (1) 介護サービス事業者に対する都道府県の指導・監督業務が十分に機能していない実情にあることから、その機能強化を図るとともに、保険給付の適正化が円滑に進められるよう、国、都道府県と市町村との連携を図る方策を検討すること。
- (2) 有料老人ホーム等の特定施設及びグループホームを指定する場合には、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画との整合性が図られるよう、事前に市町村と協議するなど、指定の在り方について検討すること。
- (3) 福祉用具購入・住宅改修に係る事業者については、優良な事業者の確保やサービスの質の向上を図る視点に立ち、都道府県等による指定又は登録制度の採用について、小規模事業者に配慮しつつ、具体的な検討を行うこと。

6 被保険者

- (1) 被保険者の年齢の範囲については、様々な意見があり、その引下げを図ることは慎重な検討を要すると考えるが、制度の安定的な運営のため、中長期的視点から、給付と負担の在り方を含め総合的な検討を行うこと。
- (2) 有料老人ホーム等の特定施設及びグループホームの入所者に対しても住所地特例を適用すること。

7 保険給付

- (1) 在宅と施設の保険給付については、在宅サービスと施設サービスの在り方や利用者の負担の在り方を含め、その均衡を図る方策を検討すること。
- (2) 介護保険の対象とされていない若年障害者への対応については、本年4月に創設された支援費制度の実施状況を検証し、地域における福祉サービスの状況を踏まえつつ、中長期的視点から検討を行うこと。
- (3) 特定疾病の範囲について、医学的見地から制度施行後3年間の実績を踏まえ、早急に検証を行うこと。

8 その他

- (1) ケアマネジャーの中立性・公平性をさらに確保するための方策について、具体的な検討を行うこと。
- (2) 要介護認定の有効期間については、実態として、介護認定審査会の意見に基づき12か月としている場合が多いので、原則を現行の6か月から12か月に延長すること。
また、状態が安定している場合については、さらに有効期間を延長できるようにすること。
- (3) 要介護認定の申請件数の増加に伴い、認定事務の負担が増大していることから、認定手続きの簡素・効率化のための必要な措置を講じること。

(別記3)

三位一体改革の早期具体化アピール

21世紀に相応しい社会の構築のため、様々な分野で構造改革への取組みがなされており、地方分権改革はその重要な柱である。しかし分権の担い手である都市自治体は、景気の低迷により大幅に税収が落ち込む中、少子高齢化に伴う福祉への対応等課題は山積しており、まさに危機的状況にある。この難局を乗り越えるため、まずもって、分権改革の残された最大の課題である国から地方への税源移譲を早急に行う必要がある。

政府は、「基本方針 2003」において、基幹税の充実を基本とした税源移譲等

を内容とする三位一体改革の考え方を示したところであるが、早期にこれを具体化し、分権型社会に相応しい都市税財政基盤を確立するよう求める。

- 一、 地方の自己決定・自己責任を高め、住民の受益と負担の明確化が図られるよう、国庫補助負担金の廃止・縮減を積極的に実施し、引き続き都市が主体となって実施する必要がある事業については、その削減額に見合う額を国から地方へ税源移譲すること。
- 一、 税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への税源移譲等、基幹税の充実を基本とすること。
- 一、 地域間で税源が偏在する中で都市の行政サービスを確保するため、地方交付税制度の財源保障と財源調整の二つの機能を堅持し、所要総額を安定的に確保すること。

我々都市自治体は、分権型社会を担う責任ある行政主体として、自ら徹底した行財政改革に積極的に取組みつつ、創意・工夫を凝らし、福祉の向上、地域経済の活性化等都市が抱える様々な課題に果敢に挑戦し、住民との協働の下、真に自立した地域社会を確立していくことを誓いたい。

平成 15 年 10 月 1 日

全 国 市 長 会

パネルディスカッション参加市長一同

(担当 : 企画調整室)

分権型教育に関する研究会

分権型教育に関する研究会(座長・松浦坂出市長)を、9月30日、全国都市会館において開催した。

座長あいさつの後、文部科学省の辰野初等中等教育企画課長を交え、分権型教育等に関して活発な意見交換を行った。

今後の運営について協議の結果、次回の研究会を1月の理事・評議員合同会議に併せて開催することとし、引き続き、教育をめぐる諸問題について議論することとした。

(担当 : 社会文教部)

財政委員会・都市税制調査委員会合同会議

財政委員会（委員長・堀江伊勢原市長）及び都市税制調査委員会（委員長・松浦高崎市長）は、10月1日、都市センターホテルにおいて標記合同会議を開催した。

財政委員会委員長の堀江伊勢原市長及び都市税制調査委員会委員長の松浦高崎市長のあいさつの後、総務省自治税務局の稲岡企画官から「当面する地方税制の諸課題」について、説明を聴取した。

次いで、「平成16年度都市税制改正に関する意見（案）」について審議を行い、原案どおり採択し、同意見（案）を同日開催の「理事会」に都市税制調査委員会委員長の松浦高崎市長から提案することとした。

続いて、今後の運営について協議を行い、11月12日、来年度の政府予算等に関する要望（案）について審議するため、財政委員会を開催することとした。

（担当：財政部）

経済委員会・構造改革特区に関する研究会合同会議

10月1日、全国都市会館において経済委員会・構造改革特区に関する研究会合同会議を開催した。

経済委員会委員長の佐藤高岡市長あいさつの後、社会資本整備重点計画の素案に対する意見及び不法投棄車問題等に関する申し入れについて、事務局から説明の後、これを了承した。

次に、構造改革特区に関する研究会の座長に佐藤高岡市長を、座長代理に中谷天竜市長を選任した後、特区の認定事例について中村甲府市長から山梨市農地いきいき特区の説明を聴取するとともに、質疑応答を行った。

また、滑川内閣官房構造改革特区推進室長から構造改革特区に関する当面の諸課題について、内閣府特命顧問・対日投資会議専門部会長の島田晴雄慶応義塾大学教授から地域を元気にする対日直接投資と題して、それぞれ説明を聴取した後、質疑応答を行った。

（担当：経済部）

同和対策特別委員会

同和対策特別委員会を、10月1日、全国都市会館において開催した。

副委員長の江守舞鶴市長を座長に選出した後、事務局から「本委員会の今後のあり方について」のこれまでの検討経過等について報告を行うとともに、引き続き協議を行った。

(担当：社会文教部)

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチーム

税源移譲等都市財政基盤確立プロジェクトチームは、10月8日、全国都市会館において、第9回会議を開催した。

会議では、「国庫補助負担金の廃止・縮減の具体案等について」を議題に、政策推進委員会、財政委員会及び都市税制調査委員会の各委員に対して実施した調査を基に取りまとめた「国庫補助負担金の見直しについての基本的考え方(素案)」について、審議を行った。

この審議の結果等を踏まえ、税源移譲につなげるための国庫補助負担金の見直しについての提言案を取りまとめることとした。

(担当：財政部)

温泉所在都市協議会役員会

温泉所在都市協議会(会長・川口熱海市長)は、10月9日、大津市において役員会を開催した。

会長の川口熱海市長のあいさつの後、6月に開催した役員会・総会以降の経過について事務局が報告を行うとともに、「温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望(案)」について審議し、原案のとおり決定した。

なお、同要望の実現方について、後日、正副会長が関係方面に要請することとした。

その後、サントリー不易流行研究所の佐藤友美子部長をコーディネーターとして迎え、「温泉を活かした特色ある観光振興」特に、「連泊客を増やすための施策」、「ボランティア・ガイドの活用」、「県域を越えた旅プランの提供」について意見交換を行った。

(担当：財政部)

**自由民主党総務部会・地方行政調査会・指定都市調査会
法務・自治関係団体委員会合同会議**

10月9日、自由民主党総務部会・地方行政調査会・指定都市調査会法務・自治関係団体委員会合同会議が開催され、地方六団体及び指定都市の代表者がそれぞれ出席した。

本会からは会長の山出金沢市長が出席し、平成16年度税制改正について、税源移譲等の早期実現による都市税源の充実強化、個人住民税の充実確保、固定資産税の安定的確保、基地交付金等の増額について要望陳述を行った。

(担当：財政部)

**平成15年度市区町村長、都道府県議会議長及び市町村議会議長
総務大臣表彰式**

10月3日、ルポール麹町において、平成15年度市区町村長、都道府県議会議長及び市町村議会議長総務大臣表彰式が挙行された。

表彰式では、西村総務事務次官(麻生総務大臣代理)から永年在職(在職20年以上)の現市長1名、元市区長5名に対し、表彰状が伝達された。

被表彰者は次のとおり。

及川勉・元江刺市長、清水昇・元ひたちなか市長、鈴木全一・元佐原市長、北本正雄・元北区長、塚本保夫・土岐市長、猪飼峯隆・元栗東市長。

なお、式典には、来賓として、景山参議院総務委員長、山出本会会長などが臨席した。

(担当：総務部)

税制調査会総会

政府の税制調査会は、10月6日、総理官邸大ホールにおいて第1回総会を開催した。

総会では、会長の互選を行い、石弘光氏を会長に選任した後、事務局から同調査会の運営について説明が行われた。

次に、小泉総理大臣からあいさつが行われ、「あるべき税制の構築に向けた基本方針」及び「少子・高齢社会における税制のあり方」に示された基本的考え方を踏まえ、少子・高齢化やグローバル化等の大きな構造変化に直面しているわが国社会の現状及び将来を見据えつつ、社会共通の費用を広く公平に分かち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を実現するため、あるべき税制の具体化に向けた審議を求める」との諮問がなされた。

続いて、谷垣財務大臣及び麻生総務大臣のあいさつが行われた。
 なお、本会からは、佐竹秋田市長が委員として参画することとなった。

税制調査会委員名簿

氏名	現職
秋山 咲 恵	(株)サキコーポレーション代表取締役社長
石 弘 光	一橋大学学長
井戸 敏 三	兵庫県知事
井上 裕 之	愛知産業(株)代表取締役社長
猪瀬 直 樹	作家
大宅 映 子	ジャーナリスト
翁 百 合	(株)日本総合研究所主席研究員
奥野 正 寛	東京大学教授
菊池 哲 郎	毎日新聞社論説委員長
神津 十 月	作家
上月 英 子	税理士
神原 長 一	日本教職員組合中央執行委員長
佐竹 敬 久	秋田市長
神野 直 彦	東京大学教授
田近 栄 治	一橋大学教授
田中 直 毅	経済評論家
千速 晃	新日本製鐵(株)代表取締役会長
水野 忠 恒	一橋大学教授
村上 政 敏	時事通信社相談役
吉岡 初 子	主婦連合会会長

税制調査会特別委員名簿

氏名	現職
井堀利宏	東京大学教授
上野博史	農林中央金庫代表理事理事長
遠藤安彦	(財)地域創造理事長
尾崎護	(財)矢崎科学技術振興記念財団理事長
河野光雄	経済評論家
小嶋功一	全国青色申告会総連合会長
島田晴雄	慶應義塾大学教授
竹内佐和子	東洋大学教授
辻山栄子	早稲田大学教授
出口正之	国立民族学博物館教授
中里実	東京大学教授
長野幸彦	(財)全国法人会総連合副会長
林宜嗣	関西学院大学教授
本間正明	大阪大学教授
松永真理	エディター
宮島洋	早稲田大学特任教授

(担当：財政部)

社会保障審議会 医療保険部会（第2回）

社会保障審議会医療保険部会（部会長・星野進保総合研究開発機構客員研究員）が、10月6日、厚生労働省において開催された。

会議では、厚生労働省から医療保険制度体系に関する改革について説明の後、議論を行った。

(担当：社会文教部)

市長の選挙

(選挙日)	(市名)	(市長名)	(当選回数)
9月28日	山形県山形市	いちかわ あきお 市川 昭 男	新任(9月28日就任)
10月5日	秋田県大曲市	くりばやし つぐみ 栗 林 次 美	新任(10月21日就任)
10月5日	長野県千曲市	みやさか ひろとし 宮 坂 博 敏	新任(10月5日就任)
10月5日	愛知県豊川市	中 野 勝 之	再選
10月5日	熊本県玉名市	高 寄 哲 哉	再選(9月28日無投票)

(担当:総務部)

市長の退任

(退任日)	(市名)	(市長名)	(担当)
10月2日	茨城県牛久市	大 野 喜 男	(担当:総務部)
10月6日	京都府亀岡市	田 中 英 夫	

行事予定

月 日	時間	会 議 名	所 管	場 所
10月5日 ~16日		欧州都市行政調査団	調査広報部	
10月21日	13:30	都市づくりに関する検討会	経 済 部	全国都市会館 第4会議室
10月30日	13:00	個人情報保護制度に関する 研修会	行 政 部	全国都市会館 大 水 一 郎 市
10月30日 ~31日		第65回全国都市問題会議	調査広報部	高 山 市
11月11日	15:00	廃棄物処理対策特別委員会	社会文教部	全国都市会館 第3会議室
11月12日	10:00	国民健康保険対策特別委員 会・介護保険対策特別委員 会合同会議	社会文教部	全国都市会館 水 一 郎 A
"	13:00	行政委員会	行 政 部	全国都市会館 第1会議室
"	13:30	財政委員会	財 政 部	全国都市会館 第2会議室
"	13:30	社会文教委員会	社会文教部	全国都市会館 水 一 郎 A
"	13:30	経済委員会	経 済 部	全国都市会館 水 一 郎 B
"	15:30	松くい虫対策推進会議	経 済 部	全国都市会館 第3・4会議室
"	15:30	都市政策研究特別委員会	調査広報部	ルポール マ ー ブ 町 館
11月13日	10:00	街路事業促進会議	経 済 部	全国都市会館 第2会議室

11月13日	11:00	国立公園関係都市協議会役員会	社会文教部	ルポール麹町
"	12:00	正副会長会議	企画調整室	アメジスト館
"	13:00	理事・評議員合同会議	企画調整室	正副会長室
				全国都市会館 大ホール
				(担当：企画調整室)

「会報」の情報は全国市長会のホームページ(メンバーズページ)でもご覧いただけます。